地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				
別表第五（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）				
所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
関東地方整備局	（略）	（略）	（略）	（略）
	国営昭和記念公園事務所	立川市	（略）	（略）
			皇居外苑、新宿御苑及び明治記念大磯邸園	整備
	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前				
別表第五（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）				
所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
関東地方整備局	（略）	（略）	（略）	（略）
	国営昭和記念公園事務所	立川市	（略）	（略）
			皇居外苑及び新宿御苑	整備
	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。